

アサノ相互運輸・浅野産業は、県労委命令を守り 秋田組合員への不当差別是正、 不当出向撤回、団交応諾を履行せよ

長時間労働是正、未払い残業支払要求に対して 残業を禁じ、仕事を取り上げ、出向させる差別

平成23年11月、アサノ相互運輸に岡山地域労働組合員・秋田耕治が、長時間労働の是正と未払い残業手当の支払いを要求しました。会社が残業手当を支払わず、秋田に対して残業を禁じたため、平成24年4月、その是正を求め裁判を起しました。平成26年7月に残業手当の支払いで和解をしました。その後も会社は秋田への業務を減少させ、残業をさせず他の従業員に秋田の仕事させ続けました。平成28年1月からは、浅野産業の倉庫の清掃業務に日給7500円で出向させ、賃金は激減しました。(下表)

不当差別、出向、団交応諾義務の県労委命令

これに対して、地域労組と秋田は、平成28年5月、岡山県労働委員会に不利益扱い是正、出向の撤回、親会社浅野産業(株)の団体交渉応諾義務を求めて救済申立を行いました。

県労委は平成29年11月9日、「秋田組合員に配点差別を行い、浅野産業に出向させたこと

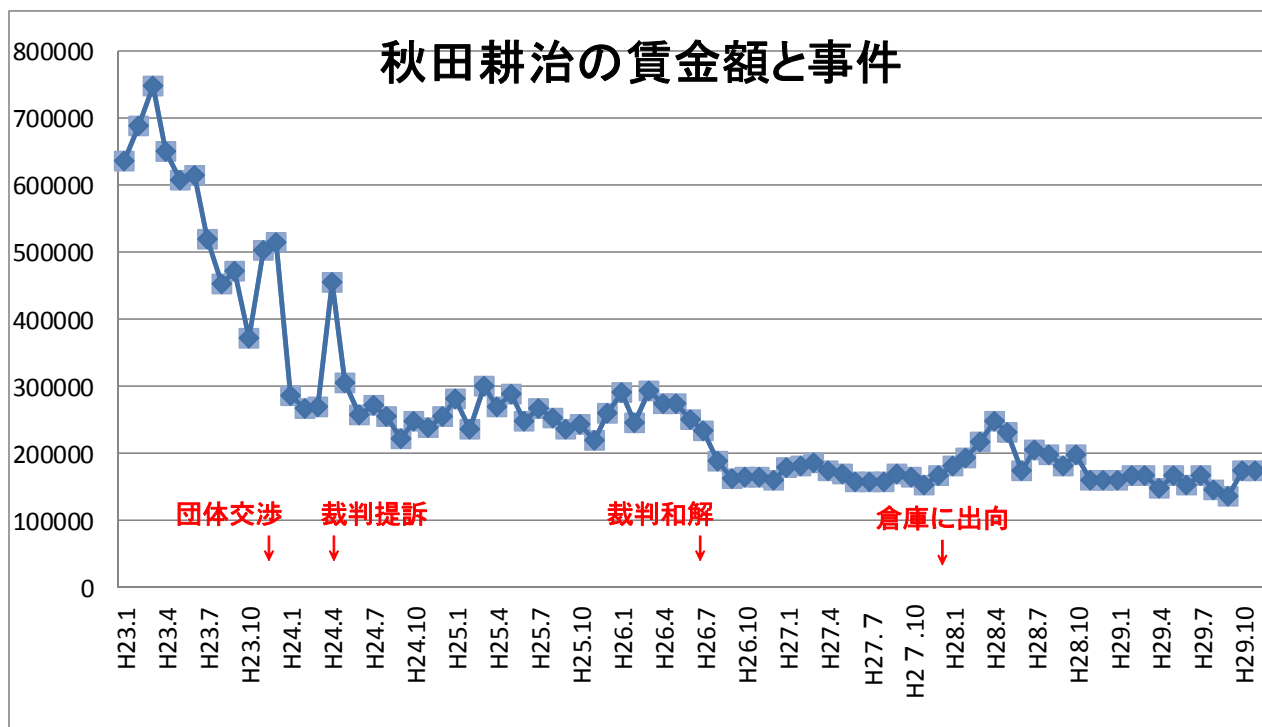
は」「労働組合法第7条第1号に該当する不利益扱いである」ことおよび親会社である浅野産業が「団体交渉を拒否したことは同条第2号に該当する不当労働行為である」との命令を出しました。



平成29年11月21日、岡山地域労働組合は、この県労働委員会の命令を履行するための団体交渉をアサノ相互運輸(株)、浅野産業(株)に申し入れたが、両社とも「弊社は中央労働委員会に対して再審査申立を行う予定としています。従いまして本命令の履行を前提とする団体交渉に応じることはできません。」と団体交渉を拒否しました。

法で決められた命令を履行しない会社に抗議を

労働組合法では、中労委に再審査申立をしても県労委命令は有効でありその履行義務があると定められています。抗議をお願いします。



浅野産業株式会社

代表取締役 浅野 益弘 殿

アサノ相互運輸株式会社

代表取締役 浅野 益弘 殿

(送付先 FAX 0 8 6 - 2 2 4 - 0 6 1 8、〒700-8560 岡山市北区南中央町 12-16)

**秋田耕治の不当配点差別是正および不当出向撤回、団体交渉応諾の
岡山県労働委員会命令を直ちに履行し、解決することを求める要請書**

岡山地域労働組合と同組合員秋田耕治が救済申立をした不当労働行為事件について岡山県労働委員会は、平成 29 年 11 月 9 日付で秋田耕治の不当配点差別是正および不当出向撤回、浅野産業の団体交渉応諾義務を認める救済命令を発令しました。

この命令は、交付の日から効力を生じ、遅滞なくその命令を履行しなければならず、中央労働委員会への再審査申立によっても、当該命の効力を停止せずと定められています。

貴社が、法律を遵守して岡山県労委命令を直ちに履行することを強く要請します。

また、中央労働委員会への再審査申立を断念して、当事者と協議し速やかに解決することを要請します。

以上

2017年 月 日

住所 _____

氏名（団体名） _____

代表者 _____

私の一言